

青森研究開発センター業務用公用車
(普通乗用車)のリース

仕 様 書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
青森研究開発センター総務・共生課

仕 様 書

1. 件 名

青森研究開発センター業務用公用車(普通乗用車)のリース

2. 目 的

青森研究開発センターでの日常業務における移動、各種視察および自治体等の地元対応に使用する普通乗用車をリースする。

3. 車両の形状

ワンボックスタイプ(トヨタ ハイエースグランドキャビン TRH229W-LDTNK 相当品)

4. 台数

1台

5. 使用燃料

無鉛レギュラーガソリン

6. 年間走行距離

20,000キロメートル

7. 期間

令和9年4月1日 ～ 令和14年3月31日 (5年間)

8. 納入品仕様

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)」第6条第1項の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針(令和5年2月24日一部改正)」の「自動車」の基準を満たすほか、次の要件を満たすこと。

(1)仕様:

- ・排気量:2,700cc以下
- ・駆動:4WD
- ・車両重量:2,160キログラム以下であること。
- ・車両総重量:2,710キログラム以下であること。
- ・オートマチック車
- ・寒冷地仕様車
- ・環境仕様:平成27年度燃費基準クリア
- ・ボディタイプ:ワンボックスタイプ
- ・装備品 ABS
 - SRSエアバッグ(運転席及び助手席)
 - AM/FMラジオ
 - カーナビゲーションシステム(バックモニター付)
 - ドライブレコーダー(前方/後方)
 - オートエアコン
 - パワースライドドア
 - パワーステアリング
 - パワーウィンドウ
 - ワイヤレスキーロック
 - 盗難防止システムイモビライザー

フロアマット
サイドバイザー
スタッドレスタイヤ用ホイール4本※
ウインターブレード
防錆加工
フォグランプ
ボディコーティング

(2) 詳細仕様:

- ① 寸法: 全長: 5,380mm相当、全幅: 1,880mm相当、全高: 2,285mm相当
- ② 定員: 10人
- ③ ドア数: 4ドア
- ⑨ ボディーカラー: 指定なし

9. 納 期

令和9年4月1日

10. 納入場所及び納入条件

(1) 納入場所

青森県むつ市大字関根字北関根400番地

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 青森研究開発センター 総務・共生課

(2) 納入条件

持込み渡し

11. リース種類

メンテナンスリースとし、リース料には次のものを含むものとする。

(1) 諸費用等 受注者は次の費用を負担するものとする。

- ・登録納車費用
- ・自動車取得税
- ・自動車重量税
- ・自動車自賠責保険
- ・自動車税
- ・自動車任意保険
- フリート区分: フリート
- 年齢制限: 全年齢
- 対人保証: 無制限
- 対物保証: 無制限
- 人身傷害保険: 2,000万円
- 車両保険(一般条件): 免責0円
- ・リサイクル料
- ・車検整備
- ・定期点検整備費(6ヶ月点検含む)
- ・一般修理費(消耗品の交換)
- ・バッテリー交換(車検時に交換)
- ・エンジンオイル交換(7,000キロメートル毎に交換)
- ・タイヤ交換
- ・スペアタイヤ又はタイヤ応急修理キット

・代車提供

※タイヤについて

- ・リース期間中、使用するタイヤは、ラジアルタイヤ8本、スタッドレスタイヤ8本とする。
- ・ラジアルタイヤの交換時期はタイヤ摩耗時(2万キロ走行毎)を目安とする。
- ・スタッドレスタイヤの装着時期は冬季(11月中旬～4月末)を目安とする。
- ・スタッドレスタイヤ初回交換時には8の(1)装備品に記載されたスタッドレスタイヤ用ホイールに装着の上交換すること。
- ・スタッドレスタイヤは原則として2シーズン使用し、3シーズン目の交換についてはホイールを脱着しタイヤのみ交換する。

- (2) リース終了後の残価清算については、清算無しで車両返却(クローズエンド)とする。
- (3) 車両登録日とリース開始日とを同日とすること。
- (4) 車両登録等の関係諸手続きは、受注者にて実施すること。
- (5) その他定めのない事項については、双方協議の上で決定する。

12. 検収条件

第10項に示す納入場所に車両を納入後、員数検査、外観検査及び提出図書の合格をもって検収とする。

〔提出図書〕

- (1) 車検証1部
- (2) 自動車損害賠償責任保険証明書.....1部
- (3) リサイクル券.....1部
- (4) 取扱説明書.....1部

13. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)に適用する環境物品(事務用品、OA機器等)の採用が可能な場合は、これを採用するものとする。
- (2) 本仕様に定める提出図書(納入印刷物)については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

14. 協 議

本仕様書に記載されている事項及び本仕様書に記載のない事項について疑義が生じた場合は、原子力機構と協議のうえ、その決定に従うものとする。

以 上